


所管部課	総務部 職員課	部長	阿部 晴彦																	
件名	東大和市職員の昇給に関する基準の一部改正について																			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項															
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例 東大和市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則																		
	部課機関																			
1. 要旨																				
<p>東大和市職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、標記基準の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正内容 基準を定める「趣旨」を明文化し、55歳を超える職員の成績区分に応じた昇給号給数について、3号給から昇給なしまで（昇給抑制：標準4号給を1号給）を2号給から昇給なしまで（昇給停止）に改正する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>成績区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>標準</th> <th>下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行の号給数</td> <td>3号給</td> <td>2号給</td> <td>1号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> <tr> <td>改正後の号給数</td> <td>2号給</td> <td>1号給</td> <td>昇給なし</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 高年齢層の職員について、適正な昇給制度となる。</p>						成績区分	最上位	上位	標準	下位	現行の号給数	3号給	2号給	1号給	昇給なし	改正後の号給数	2号給	1号給	昇給なし	昇給なし
成績区分	最上位	上位	標準	下位																
現行の号給数	3号給	2号給	1号給	昇給なし																
改正後の号給数	2号給	1号給	昇給なし	昇給なし																
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 平成31年2月22日 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議決																				
3. 留意事項（問題点等）																				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、基準の改定事務を進める。																				
5. 審議結果																				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。